

被災者生活再建支援制度の拡充を求める意見書

１９９９年から適用が開始された被災者生活再建支援制度は、今年で２０年目を迎えるが、概ね現行制度となった２００７年以降、２０１１年には東日本大震災が発生し、２０１６年には熊本地震、そして今年は大阪北部地震、西日本豪雨、台風２１号、北海道胆振東部地震が立て続けに発生するなど、大規模災害による被害が続いている。現在も多くの方が避難生活を余儀なくされており、被災者の生活と生業の再建にはほど遠い状況である。

現在の被災者生活再建支援制度では、住宅が「全壊」若しくは「大規模半壊」等の場合に支援対象が限定されており、圧倒的多くの「半壊」以下の世帯は支援対象外となっている。被災者にかかる補修費用等の負担は甚大であり、支援金は住宅の再建方法に応じて最高３００万円が支給されるが、実情は住宅の再建に対する補助的な支援にとどまるもので、生活基盤全体が受けたダメージのうち一部分の支援に過ぎない。生活基盤の復旧には、住宅のみならず生活の糧となる生業・仕事の存在を欠かすことができないが、支援対象が「住家」に限られているため、生業関係の被害には何ら支援策が講じられていない。

被災者生活再建支援制度は、こうした被災者の生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するものであるため、これまでも数度に亘り制度の改善が図られてきた。さらに、現在、全国知事会や日本弁護士連合会からも同制度の幅広い拡充要請があることは重要と考える。

よって、国においては、どこでどのような大規模災害が起きても不思議ではないという今の状況を踏まえ、さらなる制度の充実や安定を図り、早期の生活再建や復興を果たせるよう、以下の事項について積極的に取り組まれることを強く要望する。

記

- １．被災者生活再建支援制度については、一部修繕を含む半壊世帯にも対象を拡大すること。
- ２．支援金の最高支給限度額を拡充すること。
- ３．生業の再建も支援対象とすること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

平成３０年１２月２０日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、
内閣府特命担当大臣（防災）